

○佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱

平成30年 3 月 30日

告示第140号

改正 平成31年 3 月 27日告示第90号

令和 2 年 3 月 31日告示第107号

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成19年佐渡市告示第121号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、市内の地域防災力の向上のため自主防災組織が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市民が連帯感を保ち、自主的に地域の防災対策を確立するために組織され、規約を作成した団体（以下「補助事業者」という。）をいう。
- (2) 防災資機材 補助事業者が防災活動を行うときに使用する資機材で、次に掲げるものをいう。

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク 携帯用無線機 携帯用ラジオ 腕章
初期消火用	消火器 水バケツ 砂袋 防火衣 ヘルメット
水防用	防雨シート スコップ ツルハシ ロープ 土のう
救出用	バール はしご のこぎり スコップ なた ジャッキ ペンチ ハンマー ロープ チェーンソー エンジンカッター 一輪車 鉄パイプ 角材 防塵マスク 防塵メガネ
救護用	担架 救急セット テント 毛布 シート 簡易ト

	イレ
避難用	強カライト 標旗 ハンドマイク 警笛 投光器 発電機
給食・給水用	コンロ 給水タンク 炊飯装置 配膳用食器
その他	簡易収納庫 リヤカー ビニールシート等

(交付基準)

第3条 補助金は、次の表に掲げる基準により交付するものとする。

事業区分	補助対象経費	補助額
資機材整備補助	防災資機材整備に要する経費	補助対象経費所要額の2分の1の額。ただし、1団体の構成世帯数が200世帯未満の場合においては、補助対象経費所要額の2分の1を構成世帯数で除した額が、1構成世帯当たりの額で500円を超えるときは、構成世帯数に500円を乗じた額を補助対象経費所要額から差し引いた額(1団体につき100,000円を限度とし、100円未満の端数は、切り捨てる。)

2 補助金の交付対象となる団体は、市長に自主防災組織結成届出書(様式第1号)を提出し、受理された団体とする。

3 市長は、資機材整備補助について、1団体につき3回までを限度として交付するものとする。

(平31告示90・一部改正)

(申請者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1) 補助事業を適正かつ確実に実施できること。

- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (4) 別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（令2告示107・一部改正）

（交付の申請）

第5条 申請者は、自主防災組織育成補助金交付申請書（様式第2号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、自主防災組織育成補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して自主防災組織育成補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象費用の各費目の配分を超えて支出する場合、又は費目の合計の10分の2を超え

て流用するときは、市長に届け出ること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに市長に提出し、その指示を受けること。
- (5) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (6) 補助事業が完了したとき（第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (8) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (9) 市長が第16条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (10) 第16条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (11) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(12) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に市長に届け出ること。

(13) 市長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、自主防災組織育成補助金交付申請取下げ書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(補助事業の内容変更)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織育成補助金変更承認申請書（様式第6号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、自主防災組織育成補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第7条第2号ただし書の規定に該当する場合は、自主防災組織育成補助金計画変更届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

4 第6条及び第7条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了

の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、自主防災組織育成補助金実績報告書（様式第9号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。  
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。  
（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された自主防災組織育成補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を支払うものとする。  
（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から自主防災組織育成補助金中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者に通知する。

- 2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第6条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、自主防災組織育成補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合（第13条第2項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、自主防災組織育成補助金返還命令書（様式第14号）により行う。

5 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの

日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分に係る補助金返還)

第16条の2 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

(令2告示107・追加)

(加算金)

第17条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、自主防災組織育成補助金返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第15号)により行うものとする。

(延滞金)

第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、自主防災組織育成補助金返還に係る延滞金(免除・減額)申請書(様式第15号)により行うものとする。

(補助金交付の停止)

第19条 市長は、補助事業者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停



止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、自主防災組織育成補助金停止通知書（様式第16号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 別表第1に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

（令2告示107・一部改正）

（事故の報告）

第20条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができな  
いと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、  
速やかに、自主防災組織育成補助金に係る事故報告書（様式第17号）を  
市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（報告及び調査）

第21条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業  
者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やか  
に自主防災組織育成補助金遂行状況報告書（様式第18号）を市長に提出  
しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者へ報告を求め、又は実地調  
査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違  
が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者へ指導を行うもの  
とする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない  
補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(事業遅延の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らかな場合は、自主防災組織育成補助金遅延報告書(様式第19号)により、速やかに、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、補助事業者に対して必要な措置を取らなければならない。

(協力事項)

第23条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

(1) 成果に関する資料の作成

(2) 市が主催する成果報告会等の際しての、資料作成、出席及び発表

(3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第24条 この事業の事務は、防災管財課において所掌する。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

(平31告示90・令2告示107・一部改正)

附 則(平成31年3月27日告示第90号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改

正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第107号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第4条、第19条関係）

（令2告示107・旧別表・一部改正）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

別表第2（第16条の2関係）

（令2告示107・追加）

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分	承認条件	返還額	備考
目 補助事業を	返還（ただし、	目的外使用部分	本来の補助目的の遂

的 外 使 用	中止しない 場合		備考欄の場合は 補助金返還は不 要とし、当該財 産の状況を報告 すること。)	に対する残存簿 価又は時価評価 額のいずれか高 い金額に補助率 を乗じた金額を 返還する。	行に支障を及ぼさな い範囲内で、かつ、 補助対象財産の遊休 期間内に一時使用す る場合は、返還を要 しない。
	補助 事業 を中 止す る場 合	道路 拡張 等 より 取り 壊す 場合	返還	財産処分により 生じる収益（損失 補償金を含む。） に補助率を乗じ た金額を返還す る。	自己の責に帰さない 事情等やむを得ない ものに限る。
		上記 以外 の場 合	返還	残存簿価又は時 価評価額のいず れか高い金額に 補助率を乗じた 金額を返還する。	
譲 渡	有償		返還	譲渡契約額、残存 簿価又は時価評 価額のうち最も 高い金額に補助 率を乗じた金額 を返還する。	
	無償		返還（ただし、 備考欄の場合は 補助金返還は不 要とし、当該財 産の状況を報告	残存簿価又は時 価評価額のいず れか高い金額に 補助率を乗じた 金額を返還する。	処分制限期間の残期 間内、補助条件を承 継する場合は、返還 を要しない。

		すること。)		
交 換	下取り交換 の場合	補助対象財産の 処分益を新規購 入費に充当し、 かつ、旧財産の 処分制限期間の 残期間内、新財 産が補助条件を 承継すること。		新規購入するもの は、当初の補助対象 財産の要件を備えて いるものに限る。
	下取り交換 以外の場合	交換差益額を返 還	交換差益額に補 助率を乗じた金 額を返還する。	原則、交換により差 損が生じない場合 に限る。
貸 付 け	有償（遊休期 間内の一時 貸付け）	収益について返 還、かつ、本来 の補助目的の遂 行に影響を及ぼ さないこと。	貸付けにより生 じる収益（貸付け による収入から 管理費その他の 貸付けに要する 費用を差し引い た額）に補助率を 乗じた金額を返 還する。	
	無償（遊休期 間内の一時 貸付け）	本来の補助目的 の遂行に影響を 及ぼさないこ と。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時 価評価額のいず れか高い金額に 補助率を乗じた	

			金額を返還する。	
担 保	補助残融資 又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
取壊し、廃棄		返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

自主防災組織結成届出書

佐渡市長 様

自主防災組織名

代表者

住所

氏名

電話番号

印

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第2条第1号に規定する自主防災組織を結成しましたので、次のおり届け出ます。

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	構 成 世 帯 数	世帯
集落・自治会等の名称		

添付書類

- (1) 役員名簿
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 印①  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金交付申請書

年度自主防災組織育成補助金について、補助金 円を交付されるよう、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業に要する経費の配分	
経費の使用方法	
補助事業の完了予定年月日	
補助事業の遂行計画	
補助金交付申請額	
補助金交付申請の算出基礎	
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書及び資金計画書 (3) 補助事業経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法が分かる書類 (4) 誓約書（別紙）	



別紙（様式第2号関係）

### 誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税等を滞納していない者であること。
- 3 佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 4 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱別表に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者  
住所  
氏名

①

（団体の場合は団体名及び代表者名）

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました自主防災組織育成補助金の交付について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付で申請のあった申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法是とす。 (3) 補助事業の内容を変更する場合は、までに市長の承認を受けること。 (4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、までに市長の承認を受けること。 (5) 交付決定の基礎となった事業経費の財源内訳と異なった特定収入があった場合は、額の確定の際これを控除することがある。 (6) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織育成補助金の交付について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

(不交付の理由)

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 取下げ理由
- 2 その他

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度自主防災組織育成補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第

号で交付決定のあった補助事業

について、次のとおり変更したいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
変更後の補助事業の目的	
変更後の補助事業の内容	
変更後の補助事業に要する経費の配分	
変更後の経費の使用方法	
変更後の補助事業の完了予定年月日	
変更後の補助事業の遂行計画	
補助金変更交付申請額	
補助金変更交付申請の算出基礎	
添付書類（変更となるもの） （1）事業計画書 （2）収支予算書及び資金計画書 （3）補助事業経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法が分かる書類	

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した自主防災組織育成補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	
	変更後の額	
	変更の増減額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。	
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法は とする。 (3) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (5) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金計画変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった自主  
防災組織育成補助金について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第10条第1項  
の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の内容	
補助事業の成果	
補助事業に要した経費の配 分	
経費の使用方法	
補助事業の完了年月日	
補助事業の遂行状況	
今後の予定	
添付書類 (1) 補助事業実施状況報告書 (2) 収支決算書 (3) 経費明細書 (4) 写真（着手前・後、事業の内容・成果が分かるもの） (5) その他の書類	



様式第 10 号 (第 11 条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度  
自主防災組織育成補助金については、自主防災組織育成補助金交付要綱第11条の規定  
により、次のとおりその額を確定したので通知する。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由
- 4 交付予定日

様式第 11 号 (第 12 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住所  
氏名 ㊦  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった自主防災組織育成補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡自主防災組織育成補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名  
口座種別  
口座番号  
(フリガナ)  
口座名義人

- ※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
- ※ 通帳の写し (表紙の次のページ) を添付してください。

様式第 12 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者  
住所  
氏名 ㊦  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった自主防災組織育成補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 (中止・廃止) の理由
- 2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 13 号 (第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

様

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった自主防災組織育成補助金については、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 14 号 (第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金返還命令書

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第16条第4項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額  
年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額

様式第 15 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊦  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金返還に係る  
(加算金・延滞金) (免除・減額) 申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の (交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた) 年度自主防災組織育成補助金の返還に係る (加算金・延滞金) の (免除・減額) を受けたので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 (17・18) 条第 (3・4) 項の規定により申請します。

記

1 (加算金・延滞金) の額

円

2 (加算金・延滞金) (免除・減額) 申請の理由

様式第 16 号（第 19 条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金停止通知書

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第19条第2項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から  
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱別表に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 17 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊦  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金に係る事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防  
災組織育成補助金事業において下記のとおり事故があったので、佐渡市自主防災組織  
育成補助金交付要綱第20条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了予定



様式第 18 号（第 21 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金の遂行状況を、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第21条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況及び進捗率
  
- 2 事業収支の遂行状況及び進捗率
  - (1) 収入状況
  
  - (2) 支出状況
  
- 3 その他

様式第 19 号 (第 22 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金事業の遅延について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第22条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の内容
- 2 遅延の理由
- 3 遅延の及ぼす影響
- 4 経費所要額

交付決定額 交付決定日	年度 受入済額	年度への繰越額	不用額

- 5 補助事業期間  
遅延前  
遅延後
- 6 その他

- 様式第 1 号 (第 3 条 関係)
- 様式第 2 号 (第 5 条 関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 4 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 5 号 (第 8 条 関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 7 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 8 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 9 号 (第 10 条 関係)
- 様式第 10 号 (第 11 条 関係)
- 様式第 11 号 (第 12 条 関係)
- 様式第 12 号 (第 13 条 関係)
- 様式第 13 号 (第 15 条 関係)
- 様式第 14 号 (第 16 条 関係)
- 様式第 15 号 (第 17 条、第 18 条 関係)
- 様式第 16 号 (第 19 条 関係)
- 様式第 17 号 (第 20 条 関係)
- 様式第 18 号 (第 21 条 関係)
- 様式第 19 号 (第 22 条 関係)